

岩手県告示第108号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成22年2月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 遠野市上郷町来内2地割15の1、21の1、21の20、21の27から21の38まで、上郷町来内11地割21の3、21の7から21の12まで、上郷町平倉21地割74、上郷町平倉41地割47の1、47の3から47の6まで、47の8、47の10、47の11、47の13、47の14、47の19、47の20、47の24、47の29、47の33、上郷町平野原1地割93、上郷町平野原3地割40の1
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

備考 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県農林水産部森林保全課及び遠野市役所に備えておいて縦覧に供する。